

運転免許証更新手続き案内

(令和6年3月28日現在)

更新申請場所	奈良県運転免許センター	奈良県下の警察署（橿原署除く）※分庁舎を含む
免許証の交付	即 日	後 日（講習受講後交付）
受付曜日	月～金・日（曜日） <small>（土曜・祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)は受付しません）</small>	月～金（曜日） <small>（土曜・日曜・祝日・振替休日・年末年始（12/29～1/3）は受付しません）</small>
受付時間	8:30 ～ 9:30 13:00 ～ 14:00	8:30 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優良運転者講習 ○ 一般運転者講習 ○ 違反運転者講習 ○ 初回更新者講習 ○ 特定任意講習 ○ 高齢者講習・特定任意高齢者講習 ○ 県外経由申請 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優良運転者講習 ○ 一般運転者講習 ※申請当日に講習を受けることはできません。 申請時に予約した後日に講習を受講していただき、講習終了後に新免許証を交付します。 ○ 特定任意講習 ○ 高齢者講習・特定任意高齢者講習 ※新免許証の交付は約3週間以降になります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証 ○ 更新通知はがき ○ 更新手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良運転者の方 3,000円（講習時間 約30分） ・ 一般運転者の方 3,300円（講習時間 約1時間） ・ 違反運転者の方 3,850円（講習時間 約2時間） ・ 初回更新者の方 3,850円（講習時間 約2時間） ・ 特定任意講習・高齢者講習・特定任意高齢者講習終了者の方 2,500円 ○ 警察署で更新される方は申請用写真1枚 ※運転免許センターで更新される方は写真が不要です。（当日撮影） 【申請用写真について】縦3cm、横2.4cm、6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で人物が鮮明なもの。衣服と背景が同色のものは不可。医療上又は宗教上の理由がある場合は、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を覆う医療用の帽子（つばのないもの）・かつら・ウィッグ・スカーフ等の使用を認めています。 詳細は、奈良県警察ホームページ（HOME▶運転免許▶各種免許手続▶各種免許手続概要の添付ファイル「免許写真判断基準及び不適切な写真例」）を参照。 ○ 亡失・滅失による再交付同時の方は、身分証明書（個人番号カード、住民票の写し等）が必要です。 手続きに時間がかかりますので早めに受付してください。（目安時刻は午前が9時まで、午後が1時30分まで） ○ 特定任意講習を受講された方は、特定任意講習終了証明書等 ○ 高齢者講習の方（70歳以上）※高齢者用の通知はがき及び下記証明書等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 70～74歳⇒ 高齢者講習終了証明書等 ・ 75歳以上 ⇒ 認知機能検査結果通知書等、高齢者講習終了証明書等 運転技能検査受検結果証明書等（必要な方のみ） ○ 本籍(国籍等)に変更のある方は、本籍(国籍等)を記載した住民票の写し【提出】 ○ 氏名に変更のある方は、個人番号カード【提示】又は住民票の写し【提出】 ○ 住所に変更がある方は、個人番号カード、住民票の写し、他【提示】 ※いずれもコピーは不可。氏名が通称名の証明書では受付できません。 ○ 眼鏡、補聴器等（視力、聴力に不安がある方） ※申請当日に、適性検査を行います。 ○ 外国籍の方は、在留カード・特別永住者証明証・個人番号カード・パスポートのいずれかを確認します。 ○ 暗証番号（4けたの数字2組）※運転免許証の更新毎に必要です。前回の暗証番号は必要ありません。 	

留意事項

- 優良運転者・一般運転者・特定任意講習終了者・高齢者講習終了者は、県内の警察署（橿原警察署を除く。）でも更新手続きができます。
- 違反運転者・初回更新者は、運転免許センターのみ更新手続きができます。
- 優良運転者（更新通知はがきに県外更新可と記載のある人に限る）は県外で更新の申請をすることができます。詳しいことは申請しようとする都道府県の運転免許センター等へお問い合わせください。ただし、この申請は誕生日までの受付に限ります。
- 暗証番号を設定しないとICチップ内の情報が他人に読み取られる可能性があります。また暗証番号は他人に容易にわからないような番号を設定してください。
- 申請時に、一定の病気等の症状に関する「質問票」を提出していただきます。（「質問票」は運転免許センター、警察署等で用意しております。）
※「一定の病気」とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある病気で政令で定めるものです。

問合せ先 **奈良県警察本部交通部 運転免許課免許係**

TEL 0744-22-5541

FAX 0744-22-5685